

ビニリデン協だより

No.79

食品用の器具及び容器包装の ポジティブリスト制度化に向けて

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

松本 弥志



1 はじめに

我が国の食品用の器具及び容器包装(以下「容器等」という。)の安全性については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)による法規制のみならず、各事業者による業界自主基準への取り組みにより確保されており、これまで大きな健康被害は確認されていない状況にあります。現在の食品衛生法に基づく規格基準では、一部の食品用の容器等を除きますが、容器等の製造に様々な原材料を使用することができ、特定のモノマーや重金属等のように毒性が顕著な物質についてのみ含有量や溶出量が規定される、いわゆるネガティブリスト制度となっています。また、業界団体においては、合成樹脂、紙、金属等の材質毎に特性に応じた自主基準が規定されており、合成樹脂については安全性を評価・確認し、使用を認めた原材料以外は使用を認めない、いわゆるポジティブリスト制度による衛生管理が行われています。一方、米国、欧州、中国では、国レベルにおいてポジティブリスト制度が導入され、それ以外の国々においても導入に向けた検討が進められており、我が国の法規制であるネガティブリスト制度のみによる衛生確保の仕組みは国際的整合性を欠いているとともに、諸外国で製造に使用できない物質を含む容器等であっても、我が国ではその物質に関する個別の規格基準を定めない限り、規制することはできません。このため、容器等の更なる安全性の確保の推進、制度の国際的整合性の確保を目的として、現在、厚生労働省ではポジティブリスト制度の導入に向けた検討を進めているところです。

現在までの検討状況としては、平成27年6月に「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」中間取りまとめを公表し、平成29年6月に「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」取りまとめを公表し、ポジティブリスト制度の導入及び導入に当たった課題と方向性をお示しして来しました。また、同年7月にはポジティブリスト制度の円滑な導入と運用を目的として、「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」を通知し、更に同年9月25日には、制度導入

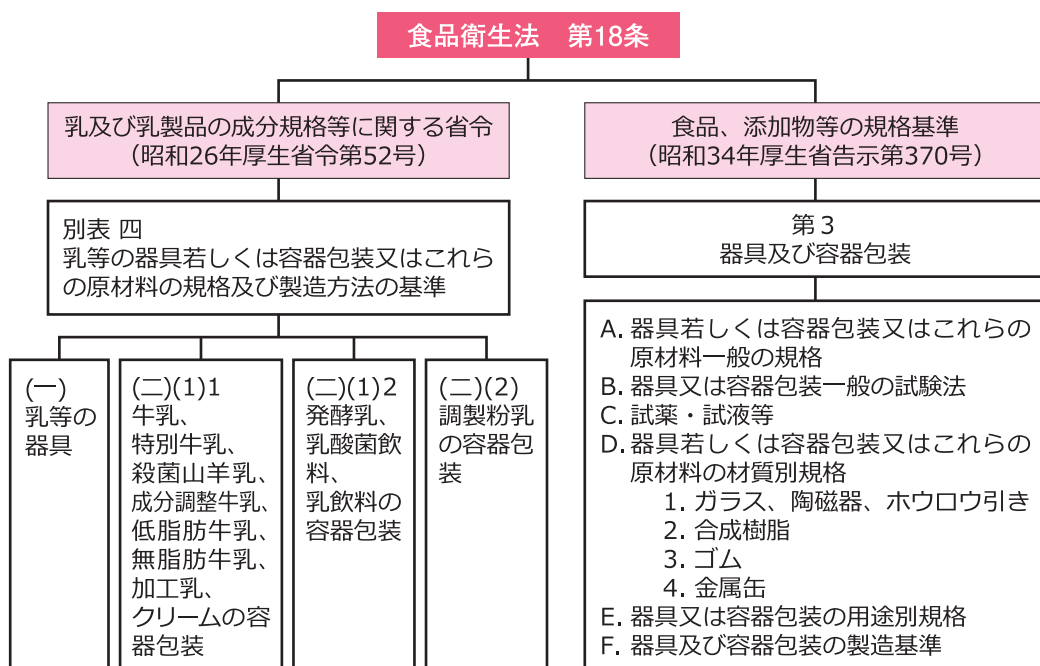
に当たっての技術的課題についての検討を目的として設置した「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」の第1回会合を開催しています。これらの検討と併行して、食品衛生法全体の課題や見直しの方向性を検討することを目的として、平成29年6月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への規制見直しの内容の説明を出発点として、同年9月からは、「食品衛生法改正懇談会」が5回開催され11月にその取りまとめが行われたところです。本寄稿では、これらの容器等のポジティブリスト制度化に向けた検討状況について説明します。

2 我が国の制度上の課題とポジティブリスト制度化

食品衛生法における容器等に関する条文については、主に第15条から第18条が挙げられます。第15条では営業上使用する容器等の清潔・衛生の原則、第16条では人の健康を損なうおそれのある有毒・有害な容器等の販売等の禁止、第17条では

器具・容器包装の規格基準

食品用の器具及び容器包装の規格基準は、食品、添加物等の規格基準の他、乳及び乳製品に使用される器具及び容器包装については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令においても定められている。



食品衛生上の管理状況等を踏まえた特定の容器等の販売等の禁止、第18条では規格基準に適合しない容器等の販売等の禁止を定めており、同法第3条の事業者等の安全性確保の責務に加え、国内流通時及び輸入時において保健所及び検疫所による監視・指導が行われています。

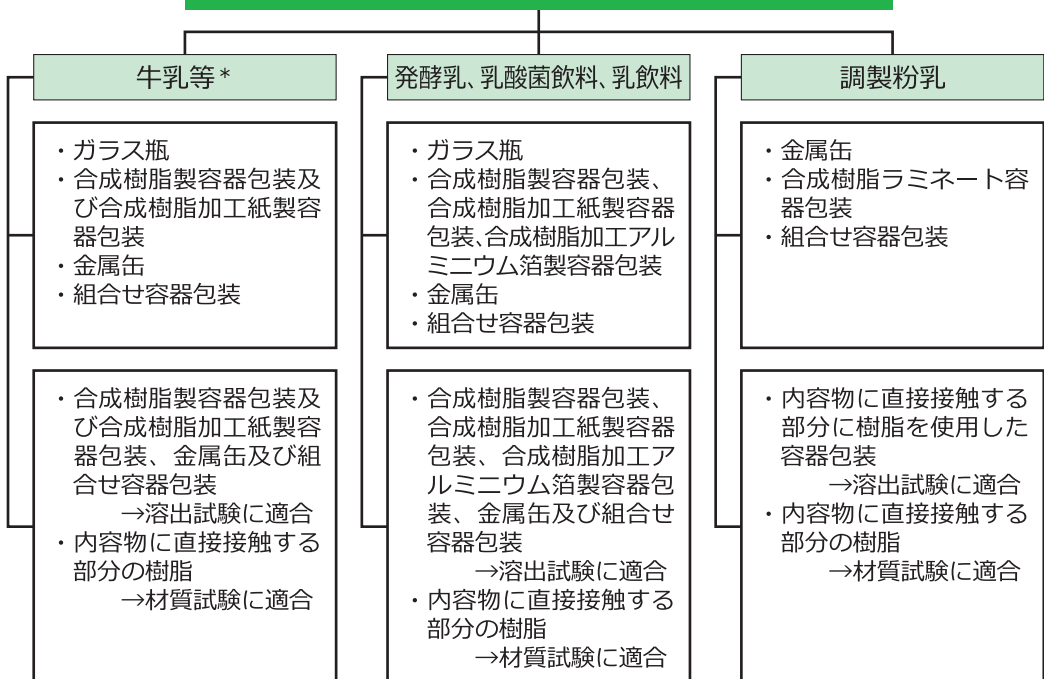
更に、第18条に基づく規格基準は、乳及び乳製品については「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)」に、一般食品については「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)」にその規定があり、牛乳等の一部の食品については容器包装の製造に使用できる原材料が既にポジティブリスト化されているものの、毒性が顕著な物質については含有量や溶出量を規定するネガティブリスト制を基本としています。

乳等の器具・容器包装の規格

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令において、乳及び乳製品に使用される容器包装の規格基準が定められている。

牛乳等*及び調製粉乳：合成樹脂の材質及び添加剤の使用についてポジティブリスト化
 発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料：合成樹脂の材質についてポジティブリスト化

乳及び乳製品の容器包装又はこれらの原材料の規格



*：牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム

また、業界団体においては、熱可塑性樹脂について厚生労働省(旧厚生省)の指導により昭和40～50年代に設立されたポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会、塩化ビニリデン衛生協議会(以下「三衛協」という。)において、原材料毎に安全性を確認し、使用できる物質を定めたポジティブリストによる衛生管理が行われており、紙、金属缶等については、使用を禁止する物質を定めたネガティブリストによる衛生管理が行われているなど、容器等の材質やリスクに応じた自主基準が定められています。

器具・容器包装の規格基準

材質ごとに、主に毒性が顕著な物質につき、含有量又は溶出量の制限を定めている。使用が認められた物質のリストは定められておらず、原則全ての物質が使用できる(いわゆるネガティブリスト制度)。

食品、添加物等の規格基準

第3D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

器具・容器包装の材質		規格	
		材質試験*1	溶出試験*2
ガラス製、陶磁器製、ホウロウ引き			カドミウム、鉛
合成樹脂製	一般規格	カドミウム、鉛	重金属、過マンガン酸カリウム消費量
	個別規格(14種)	触媒 等	モノマー、蒸発残留物 等
金属缶	食品に直接接触する部分が合成樹脂塗装		ヒ素、カドミウム、鉛、フェノール、ホルムアルデヒド、蒸発残留物、エピクロルヒドリン、塩化ビニル
	上記以外		ヒ素、カドミウム、鉛
ゴム製		カドミウム、鉛、2-メルカプトイミダゾリン	フェノール、ホルムアルデヒド、亜鉛、重金属、蒸発残留物

*1: 試料中の含有量を測定する試験

*2: 定められた溶出条件における試料からの溶出量を測定する試験

一方、諸外国では、米国、欧州、中国で既にポジティブリスト制度が導入され、韓国、タイ等においても導入が検討されている状況を踏まえれば、我が国の制度は国際的整合性が確保されておらず、諸外国で製造に使用することが禁止されている原材料であっても、その物質に関する規格基準を定めない限り、製造に使用することが制度上は可能であり、直ちに規制することが困難な状況です。また、近年では、容器等による食品の衛生確保に加え、食品の流通範囲の拡大等に伴った、食品の品質保持、賞味期限の延長、消費者の利便性向上等、様々な役割と機能が容器等に求められており、結果として様々な原材料が容器等の製造に使用されています。

我が国と諸外国における規制の比較

ポジティブリスト制度 (使用を原則禁止した上で、使用を認める物質をリスト化)	ネガティブリスト制度 (使用を原則認めた上で、使用を制限する物質をリスト化)
米国、欧州(EU)、インド、中国、ASEANの2ヶ国(インドネシア、ヴェトナム)、湾岸協力会議(GCC)加盟6ヶ国、南米共同市場(MERCOSUR)加盟5ヶ国など < 米国又は欧州の規制を準用している国 > イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド	カナダ、ロシア、日本、韓国*、台湾、ASEANの8ヶ国*など

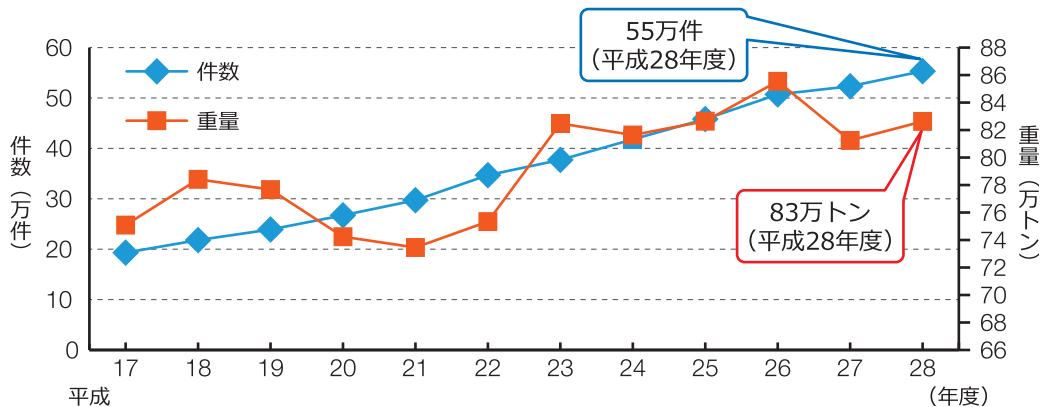
*韓国・タイにおいてポジティブリスト制度導入を検討中
 ※株式会社情報機構発行「各国の食品用器具・容器包装材料規制～動向と実務対応～改訂増補版」より加工

また、容器等の輸入状況を見てみると、平成19年度から28年度の過去10年で、届出件数が24万件から55万件、重量が78万トンから83万トンに増加しています。

器具・容器包装の輸入状況

器具及び容器包装の輸入は、届出件数として年々増加、輸入重量としてもおおむね増加傾向。

器具及び容器包装の輸入・届出数量(年度別)



(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」

このような容器等の多様化や輸入品の増加を踏まえた場合、

- ①業界団体の非会員(アウトサイダー)も含めて容器等全体の安全性の確保を図るためには、国が共通のルールを定めることが必要であること

②欧米等の諸外国においては、ポジティブリスト制度による管理が導入されており、諸外国と同等以上の水準で輸入品も含めた容器等全体の安全性を確保するためには、制度の国際的な整合性を図ることが必要であること等から、各材質についてポジティブリスト制度の必要性を検討した上で、優先順位を付けて、段階的に同制度の導入を進める方向性としています。

3 ポジティブリスト制度の具体的な仕組み

ポジティブリスト制度の具体的な仕組みについては、平成28年8月から開催された「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」において、事業者団体からのヒアリング等を踏まえて計8回に渡って検討が行われ、平成29年6月にその取りまとめを厚生労働省のウェブサイトに公表しました。また、同年9月には新たに「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」を開催し、ポジティブリスト制度の技術的論点について検討を開始しました。これら検討会において提言・確認された各論点の方向性について、順に説明したいと思います。

(1) 対象となる材質

対象となる材質については、

- ・容器等に幅広く使用されていること
- ・添加剤等を加えることにより、様々な物質が溶出する可能性があること
- ・欧米等の諸外国においては、ポジティブリスト制度による管理が行われていること
- ・我が国においては、業界団体の取組によりポジティブリスト方式による自主管理が実施されており、既に一定程度定着し、これまでも安全性確保に一定の役割を果たしていること

といった点を踏まえて、まずは合成樹脂を対象にポジティブリスト制度を導入すべきとされました。

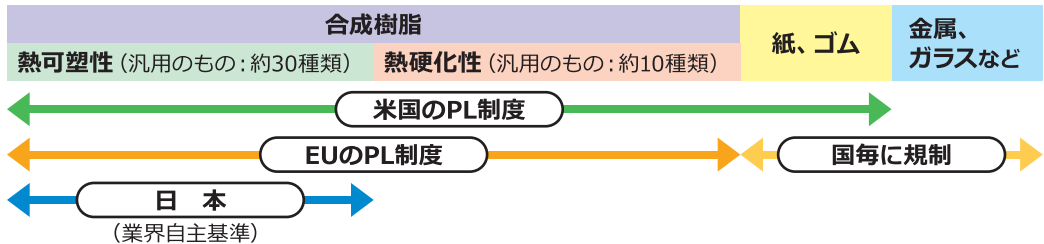
なお、金属、紙、陶器、ガラス等の合成樹脂以外の材質については、

- ・材質に起因するリスクの種類と、そのリスクの程度を踏まえた安全性の確保の方策を講ずる必要があること
- ・諸外国も含めた現状の把握が必要であること

等から、引き続き、必要性や優先度の検討を行うべきとされたところです。

我が国と欧米における規制の比較

米国：合成樹脂、紙、ゴムについて1958年からポジティブリスト化
 EU：合成樹脂について 2010 年からポジティブリスト化
 日本：合成樹脂（熱可塑性樹脂）について業界団体の自主基準によりポジティブリスト化



○米国：ポジティブリスト制度

合成樹脂及び紙・ゴムについて、1958年から連邦規則集に掲載された化学物質のみが使用できるポジティブリスト制度。合成樹脂については、ポリマーの種類ごとに、使用可能なモノマー、添加剤やその含有量が規定されている。これに加え、2000年から、承認の迅速性を図るため、個別製品ごとに申請者に限定して使用可能とする制度（上市前届出制度（FCN））が新設された。

原材料事業者を含め、適正製造規範（GMP）のもとで製造されることが要求されているが、事業者間の情報伝達に関する特段の規定はなく、自主管理・自己宣言に任されている。

○欧州（EU）：ポジティブリスト制度

合成樹脂について、2010年からポジティブリスト制度。モノマー、添加剤ごとに、溶出量や使用条件等が規定されている。また、製品及びその材料を構成する成分の総溶出量についても規定されている。

原材料事業者を含め、適正製造規範（GMP）に従った製造を義務づけるとともに、事業者間の情報伝達のため、適合宣言書の製品への付帯が義務づけられている。

○日本：食品衛生法ではネガティブリスト制度

これに加えて、熱可塑性樹脂に関しては、三衛協による自主基準（化学物質約1,500種のポジティブリストと衛生試験法）と自主基準への適合性を証明する確認証明制度が設けられている。

(2) リスク管理すべき物質の対象範囲及びリスク管理の方法等

① リスク管理すべき物質の対象範囲

合成樹脂を対象材質とした場合でも、モノマー、基ポリマー、添加剤等について、どの範囲までを規制の対象とするか、諸外国の状況や我が国のこれまでの業界団体の自主基準等を踏まえつつ、更に検討する必要があるとされました。

② リスク管理方法

リスク管理の方法については、

- ・ 食品への溶出の程度と物質の毒性情報等に基づくリスク評価
- ・ リスク評価に基づく食品への溶出を考慮した限量・使用方法の設定
- ・ 流通の各段階における原材料・製品の適合性確認方法

といった観点を踏まえつつ、欧州で行われている食品への移行量（溶出量）による管理や米国で行われている容器等製品中の含有量（添加量）による管理、また、我が国の業界団体の取組や国際整合性等を勘案し、具体的な仕組みの検討が必要であるとされました。

③ポジティブリスト制度の対象範囲

食品に接触する部分に使用される合成樹脂については、ポジティブリスト制度の対象にすべきとされ、また、多層からなる合成樹脂製品(Multi-layer)については食品接触層以外の層についても、使用原材料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれがある場合には、ポジティブリスト制度の対象とすべきとされました。

なお、使用物質が溶出・浸出して食品へ混和するおそれがないように加工されている場合については、混和するおそれがないとする判断基準や、リスク評価方法や国際整合性等も踏まえ、その取扱いを検討すべきとされました。

④リスク評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)に基づき、リスク評価は内閣府食品安全委員会において行われますが、評価方法や評価に必要なデータ等については、国際的整合性を考慮したものであることがWTO/SPS上大切となります。ポジティブリスト制度は収載物質以外の使用を規制するため、同リストへの収載にリスク評価は必須であり、収載の候補となる原材料が相当な数になると見込まれる中、一定期間でこれらのリスク評価を実施するためには、合理的で科学的な、かつ国際的整合性のあるリスク評価手法の確立が必要とされました。

⑤既存物質

従来から容器等に使用され流通している既存物質については、既に様々な物質が容器等に使用されていることや、これまでに大きな健康被害が確認されていないことを踏まえ、一定の要件(例えば、諸外国のポジティブリストに掲載されている、又は業界団体の自主基準で使用を認めており、かつ安全性が確保されている等)を満たす場合には、引き続き使用可能となるよう配慮するべきであるとされました。

これは、経済活動の継続性や国民生活への影響を回避する観点からも、既存物質については安全性を確保した上で、可能な限り使用を認めるべきとの検討会の方向性を示したものとなっています。

⑥毒性が顕著な物質及び非意図的生成物

現行の食品衛生法の規格基準は、重金属等毒性が顕著な物質、非意図的生成物である不純物、反応生成物等について、最終製品における材質の特性に応じて規定していることから、この様な規格基準によるリスク管理方法については維持すべきとされました。

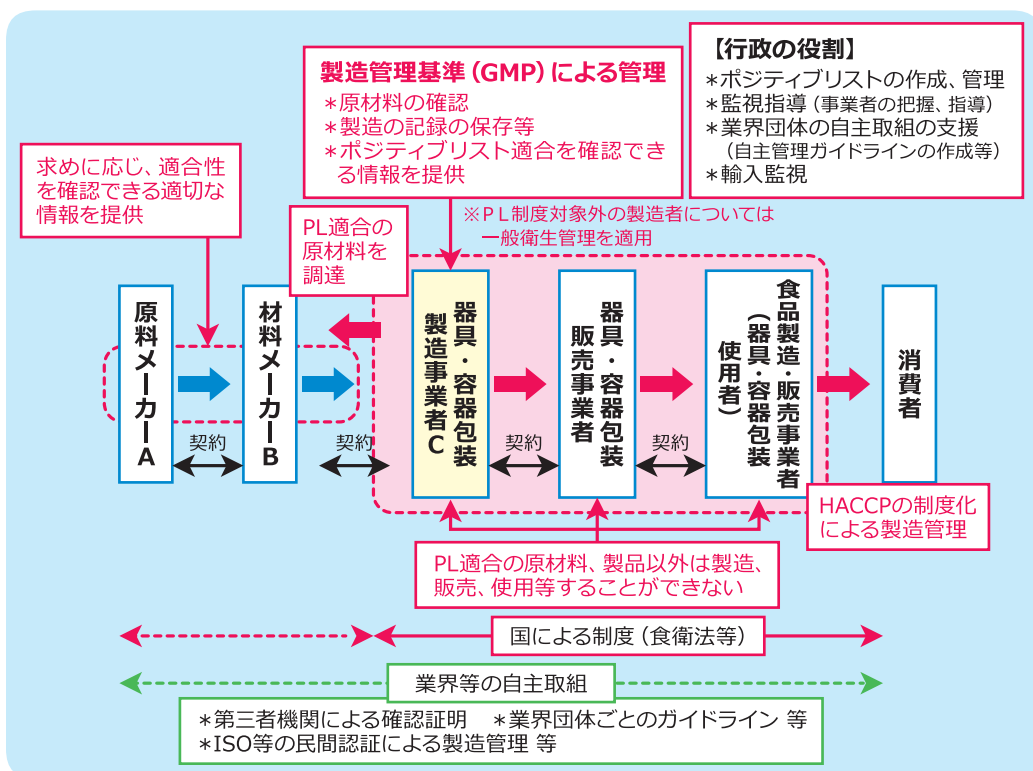
(3) 事業者間の情報伝達の具体的な仕組み

容器等の製造事業者が原材料の調達・使用に際して、ポジティブリストに適合した原材料であることを確認することを、製造管理の一環として位置付けるべきとされました。

また、容器等の販売事業者又はそれらを使用する食品製造事業者が、容器等がポジティブリストに適合していることを確認できるように、欧州の適合宣言の仕組みや我が国の業界団体の確認証明制度等を参考として、容器等の製造事業者が、自らの製品がポジティブリストを含む規格基準に適合することについて、販売事業者等が確認できる必要な情報提供を義務づけるべきであるとされ、また、そうした仕組みを円滑に運用することが可能となるよう、第三者機関の証明等の活用を支援する方策も検討するべきとされました。

また、容器等の製造事業者がポジティブリストに適合した製品を製造する上で必要な情報については、原材料の製造事業者の協力が不可欠であり、容器等の製造事業者の求めに応じて、必要な情報を提供することを努力義務とするべきとされ、その際、企業秘密にも配慮しつつ、事業者間での取り決めや、第三者機関による証明等の既存の枠組みの活用を促していくことが重要であるとされたところです。

食品用器具・容器包装の安全性の確保策の全体イメージ



(4) 適正な製造管理を担保するための具体的な仕組み

ポジティブリスト制度においては、適正な原材料の管理、意図しない物質の混入防止等が重要であるため、合成樹脂の容器等を製造する事業者においては製造管理基準（一般衛生管理、適正製造管理、情報伝達）の遵守を義務づけるべきとされました。また、ポジティブリスト制度の対象とならない材質（合成樹脂以外）の容器等を製造する事業者でも、従来、製造管理基準が明示されていなかったことを踏まえて、一般衛生管理の遵守を義務づけるべきとされました。

その際は、中小規模事業者には十分配慮するとともに、「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」を活用して、業界団体と連携した製造管理への支援など、必要な環境整備を行うべきとされました。

なお、現在、主に大規模事業者においてISOなどの品質マネジメント認証を取得している事例も少なくないため、このような民間認証についても活用して取組を推進することも可能であるとされたところです。

(5) 事業者の把握及び地方自治体の監視指導のあり方

現在の食品衛生法では、容器等事業者は営業許可制度の対象となっていないため、法令上の地方自治体による容器等の製造事業者を把握する仕組みはありませんが、ポジティブリスト制度では、全物質を検査することは現実的ではなく、適正な原材料を使用しているか、事業者自ら安全性を確認しているかといった取組を確認することで、監視指導を行うことが効果的と考えられるところです。このため、地方自治体がポジティブリスト制度の対象となる合成樹脂の容器等の製造事業者を把握する必要があるため、一部の地方自治体では既に条例で届出業種としている実態を踏まえ、届出業種とするべきであるとされました。また、地方自治体の監視指導に当たっては、まずは、容器等の製造事業者を把握し、製造管理の状況把握等を行うことを通じて、監視指導を行うことが必要であるとされました。

また、製品検査等による監視指導に当たっては、現行の規制や検査技術、人員等も考慮して、現行規制に定める重金属等毒性が顕著な物質等の検査を優先して行うなど、優先順位を付けて検査を行うことが必要であるとされたところです。

(6) その他の論点

- ①リスク評価の円滑な実施には、評価に必要な資料が整っていることが重要であり、資料を整える上で合成樹脂の種類に応じた事前相談が必要となります。現在、

日本に資料確認や事前相談等を行う機関は存在していないことから、厚生労働省が行う登録要請に関する相談及び登録要請資料の点検等の事務について、第三者機関の活用が提言されました。

- ②輸入時におけるポジティブリストに適合していることの確認方法等については、諸外国における仕組み等を参考に検討するべきであるとされました。
- ③ポジティブリスト制度に適合している容器等であることを、使用する事業者・消費者が確認しやすい方策については、自主的な取組の推進等も含め、検討する必要があるとされました。
- ④ポジティブリスト制度の導入及び製造管理の義務付けに当たっては、事業者の事務負担の増加に配慮し、可能な限り効率化を図る必要があり、また、準備期間を十分に設けるなど、中小規模事業者への配慮を行うべきとされました。
- ⑤ポジティブリスト制度の導入に際しては、事業者、消費者に対して、リスクコミュニケーション等を通じて周知を図る必要があり、特に、国内の中小規模事業者、海外の製造事業者、輸入事業者等が必要な情報を正確に得られるよう、様々な機会を通じて、積極的な情報提供等を行うべきとされました。
- ⑥再生材料の取扱いについては、厚生労働省のガイドラインや業界団体の自主基準、諸外国の状況も踏まえ、安全性の確保策を検討する必要があるとされました。
- ⑦食品の状態を維持・改善等をするを目的とするアクティブ物質、包装食品の状態を監視する機能を有するインテリジェント物質及びナノ物質の取扱いについては、我が国の状況や諸外国の状況等を踏まえて、安全性の確保策を検討する必要があるとされました。
- ⑧ポジティブリスト制度の導入に際し、乳等省令で定める容器等の規格基準は、食品、添加物等の規格基準(告示第370号)の容器等の規格基準と統合するべきであるとされたところです。

食品用器具及び容器包装の製造等における 4 安全性確保に関する指針(ガイドライン)

前述の「3. (4)適正な製造管理を担保するための具体的な仕組み」とおり、製造管理基準の義務付けに当たり、制度の円滑な導入及び運用の環境整備を行う一環として、平成29年7月に「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」を通知しました。また、関係事業者の製造管理に資するように、三衛協のポジティブリストを取りまとめ、ガイドラインの参考情報として厚生労働省のウェブサイト(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html)に掲載しています。

食品衛生法第3条に基づいて、食品等事業者は、製造、輸入、販売、使用等に供する容器等について、自らの責任において安全性を確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されています。本ガイドラインは、事業者が自ら行う製造管理等に関する基本的事項を明確化し、事業者における自主的な衛生管理の推進を目的としており、食品衛生法に基づく規格基準が遵守されることに加え、関係事業者が共通の認識を持ち、それぞれの責任においてサプライチェーンの各段階での工程管理を徹底することにより、より一層の容器等の安全性確保が期待されるところです。そのため、関係事業者においては、ガイドラインに沿った安全性確保の取り組みを推進していくことが望まれます。

なお、本ガイドラインには、安全性確保のための取り組み内容の具体的な事例や、事業内容・規模に応じた取り組み内容の設定、事業者間における企業秘密への配慮、他事業者への必要以上の要求を行わないなどの重要と思われる留意事項も併せて示しています。以下にガイドラインに示された安全性確保のための取り組み内容を記載しますが、各事業者におかれては留意事項等を含めた本ガイドラインの内容について確認いただきたいと思います。

○安全性確保のための取組内容

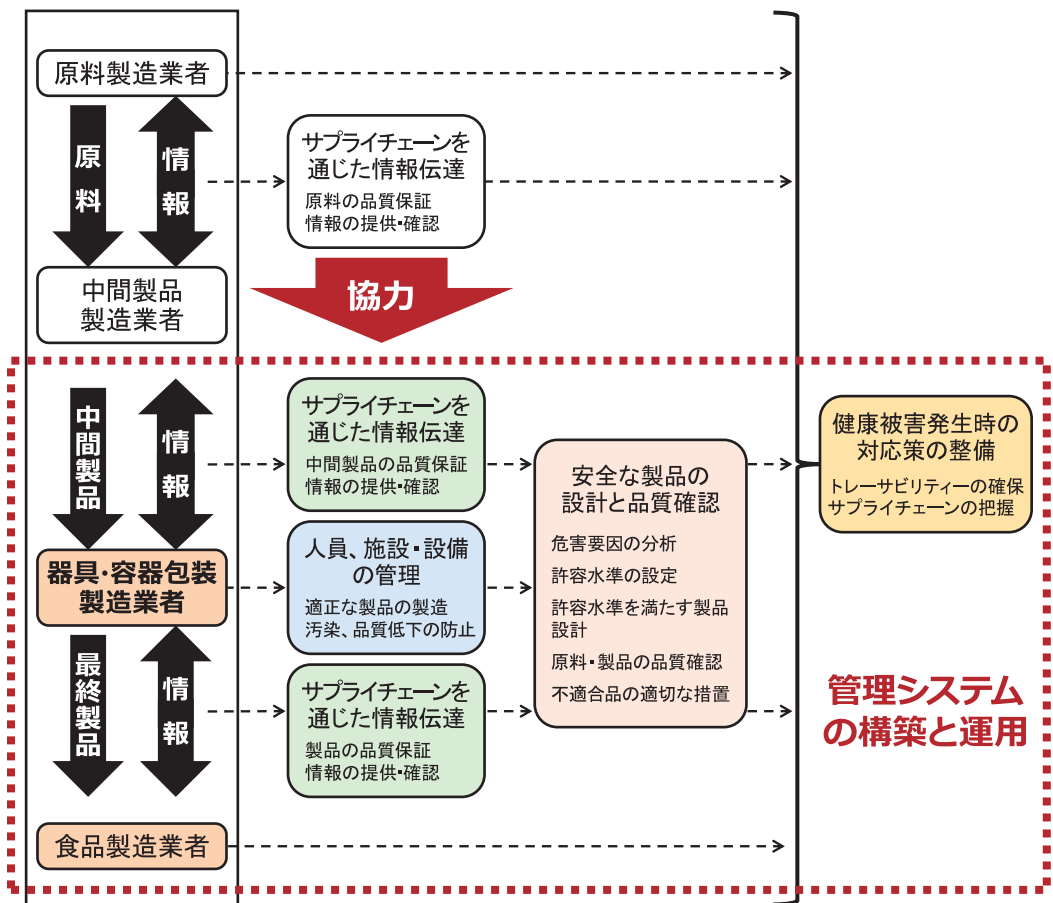
製造管理及び情報伝達等の自主的な管理による容器等の安全性の確保に当たっては、容器等を製造、輸入、販売又は使用する事業者により、

- ①人員、施設や設備の管理
- ②安全な製品の設計と品質確認
- ③サプライチェーンを通じたシームレスな情報伝達

④健康被害発生時等の対応策の整備

の4つの観点からなる管理システムが、事業者の事業内容及び規模、並びに把握された危害要因に基づき適切に構築され、それらに対する効果的かつ効率的な運用が行われる必要があります。以下にそれぞれの観点の内容をお示します。

安全性確保のための取組内容のイメージ図
(製造事業者を主とした)



①人員、施設・設備の管理

事業者(又は責任者)は、必要な人員、施設や設備の整備を行い、製品が適切に製造又は使用されるよう、人員、作業内容及び施設や設備等の管理を行い、製造時等の汚染や品質低下を防止します。

②安全な製品の設計と品質確認

事業者(又は責任者)は、製品の安全性(又は品質)に対し、責任が持てる範囲(又は内容)を特定し、その範囲(又は内容)に応じた管理を実行し、出荷する製品が安全な(食品用途として適した品質を有する)ものであることを確認します。そのために、製品に含まれる危害要因について許容水準及び管理手法を設定し、この許容水準を満たす製品及びその製造工程を設計し、製造した製品等の品質を確認することにより、許容水準を満たし安全性が確保された製品が常に下流の事業者に供給されるよう管理します。

③サプライチェーンを通じた情報伝達

事業者(又は責任者)は、製品の安全性(又は品質)に対し、責任又は保証の範囲(又は内容)を下流の事業者に正しく伝達し、容器等のサプライチェーン及びフードチェーン内の上流及び下流の事業者と連携し、危害要因に関する情報を確実に伝達することが可能な状態を構築し、維持します。特に、製品の出荷先(1つ下流の事業者)、原料の購入先(1つ上流の事業者)との情報交換が重要です。また、確実な情報交換を行うため、事業者(又は責任者)は、サプライチェーン及びフードチェーンの中での自分の位置や役割を把握する必要があります。

④健康被害発生時等の対応策の整備

事業者(又は責任者)は、トレーサビリティを確保し、健康被害、食品衛生に関する事故、種々の要求事項を満たさない製品等が発生した場合、容器等のサプライチェーン又はフードチェーンのあらゆる地点からその原因となった事業者又は工程を特定し、製品を迅速に識別及び回収することが可能な体制を整えます。

5 おわりに

「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」の取りまとめやガイドラインを策定する際には、パブリックコメントを募集し、業界関係者をはじめ、多くの御意見を提出いただきましたことにこの場を借りて御礼申し上げます。厚生労働省では、前述した検討の課題と方向性を踏まえ、今後も引き続き制度の詳細検討を進めることとなるので御留意いただくとともに、パブリックコメント等の機会を通じた忌憚の無い御意見をお寄せいただければ幸いです。

合成樹脂製の容器等の安全性確保は、40年の年月を経た塩化ビニリデン衛生協議会の仕組みをはじめ、塩ビ食品衛生協議会、ポリオレフィン等衛生協議会による業界自主規制をベースとして、更なる安全と安心を確保する仕組みに変わろうとしています。昭和40年代から始まった皆様方の努力がようやく法律化に向けて動き出した訳ですが、この歳月の経験と知識を無駄にすることなく、実効性のある制度が構築される様、厚生労働省として努力する所存です。つきまして、引き続きの御支援及び御鞭撻をお願いすると共に、貴協議会の益々の発展及び衛生確保に向けた官民連携の取り組みが向上することを期待し末尾とさせていただきます。



塩化ビニリデン衛生協議会加盟会社(五十音順)

旭化成株式会社 旭化成ホームプロダクツ株式会社 岡田紙業株式会社 株式会社クレハ
興人フィルム&ケミカルズ株式会社 シールドエアージャパン合同会社
ダイセルバリューコーティング株式会社 東タイ株式会社
三井化学東セロ株式会社 ユニチカ株式会社

ビニリデン協だより No.79

2017年12月発行



塩化ビニリデン衛生協議会

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル8階

Tel: 03-6280-5673 Fax: 03-6280-5674 URL: <https://vdkyo.jp/>